

## 新潟県条例第10号

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例（平成14年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(相談の申出) <b>第22条</b> (略) 2 (略) 3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、 <u>相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> 4 (略)	(相談の申出) <b>第22条</b> (略) 2 (略) 3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、 <u>男女平等推進相談員を置くものとする。</u> 4 (略)

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。